

# 令和7年度 相模原市立児童クラブ利用案内

この利用案内には、相模原市立児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)入会及び利用に関わる重要な事項が記載されており、申込にあたっての了解事項とさせていただきますので、必ずお読みください。また、入会承認後に行う入会受付の際にも必ずお持ちいただき、その後は大切に保管してください。

## 児童クラブ入会申請受付期間

<1次受付期間> 令和6年11月1日(金)～11月30日(土) (郵送の場合、消印有効)

対象者	児童クラブの入会要件(詳細は本利用案内3ページ)を満たし、 入会開始希望日が令和7年4月1日～10日の方で、求職活動中を除くすべての方 ※ただし、ひとり親家庭の方は求職活動中でも申請することができます。
申請方法	申請に必要な書類(詳細は本利用案内4ページ)を児童クラブに持参又は <u>こども・若者支援課へ郵送</u> (児童クラブへの郵送は受け付けておりません) (郵送の場合は下記へお送りください) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 こども・若者支援課 児童クラブ入会受付担当 宛</div> ※記入漏れや書類に不備がある場合は、再提出を依頼することや審査対象から外れることがあります。 ※申請に必要な書類をそろえ、内容を確認のうえ任意の封筒に切手を貼付し郵送してください。 ※郵便事故への対応はできません。郵送で申請された場合は、受付完了後に市から送付する「受付のお知らせ」をもって書類到着の確認とさせていただきます。市に到着後、概ね10日以内に発送します。 ※郵送の受付日については消印となります。 なお、12月1日(日)の消印については、2次受付期間の受付となりますのでご注意ください。
書類受付時間	(平日)午後2時30分～午後6時 (土曜日・学校休業日)午前8時～午後6時 ※児童クラブの休業日は書類の受付をしていません。
審査結果	一斉に審査を行い、令和7年1月下旬に通知します。

<2次受付期間> 令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金) (郵送の場合、消印有効)

対象者	児童クラブの入会要件を満たし、 <u>入会開始希望日が令和7年4月1日～10日の方</u>
審査結果	一斉に審査を行い、令和7年2月中旬に通知します。

※2次受付期間以降の申請方法・書類受付時間は、1次受付期間と同様です。ただし、土曜日に開設していない場合がありますので、事前に提出予定の児童クラブに確認してください。

<随時受付期間> 令和7年2月1日(土)以降(入会開始希望日の2カ月前から2週間前までに申請してください)

対象者	児童クラブの入会要件を満たす方
審査結果	受付日から順に審査を行い、2週間程度で通知します。 ※入会の審査と児童クラブで受け入れ準備をするため、受付日から入会するまで2週間程度かかります。

※小学校又は義務教育学校の夏季休業、冬季休業等の期間のみご利用を希望される方についても、随時受付期間と同様の取扱いになります。

※いずれの申請においても、児童クラブの受入可能人数を超えた場合等は、入会をお待ちいただくことがあります。

## お問い合わせは

相模原市コールセンター 電話 042-770-7777 (午前8時～午後9時 年中無休)

※専門的なお問い合わせや、個人情報に関するお問い合わせは担当課へ取り次ぐこととなります。  
なお、担当課は平日午前8時30分から午後5時までの対応になりますので、あらかじめご通知おきください。

# 児童クラブ入会申請の流れ

※項目を確認し、確認欄を<sup>チェック</sup>☑してください。

確認欄

◆児童クラブ入会申請書に必要事項を記入		
【ご確認ください】	・記入漏れはありませんか？（記入例を参考に確認をお願いします。）	<input type="checkbox"/>
	・申請書内のチェックボックスへの☑もれはありませんか？ （例）障害等で特別な配慮や支援の必要性の有無の☑ 食物アレルギーの有無の☑	<input type="checkbox"/>
	・学年は令和7年4月時点の学年を記載されていますか？	<input type="checkbox"/>

例年、記入漏れや誤記載等が非常に多い項目ですので、ご確認をお願いします。



◆入会を希望する理由を証明する書類の添付	
<p><b>本利用案内4ページを確認</b>いただき、書類をご準備の上、添付してください。 （保護者の方それぞれの書類が必要です。） ※単身赴任中の保護者の就労(内定)証明書は不要です。</p>	<input type="checkbox"/>



該当される方は本利用案内4ページを確認いただき、書類をご準備の上、添付してください。  
例年、提出漏れが多い書類ですので、ご確認をお願いします。

◆該当者のみ提出が必要な書類の添付		
該当者	必要な添付書類	
① 申請日時点の住所地における、教育委員会から就学の指定を受けた小学校又は義務教育学校と異なる通学区域の児童クラブを希望する場合	○個人情報等に関する同意書	<input type="checkbox"/>
② 食物アレルギーがある場合	○個人情報等に関する同意書	<input type="checkbox"/>
③ 障害等により特別な配慮や支援が必要な場合	○個人情報等に関する同意書	<input type="checkbox"/>
	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある場合はその写し。ない場合は医師の診断書の写し又は特別支援学級の在籍証明書。 療育相談中等で上記書類がない場合は提出不要です。	<input type="checkbox"/>
④ ひとり親家庭である場合	○ひとり親家庭であることがわかる書類	<input type="checkbox"/>



◆提出
※受付期間、申請方法、審査結果通知時期等は本利用案内表紙をご確認ください。

# 1 児童クラブの概要

## (1) 児童クラブとは

児童クラブとは、保護者(父母等)が就労等により昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るところです。

## (2) 入会対象児童

次の条件に該当する児童が対象です(詳細は本利用案内3ページ)。

- ①市内在住(市内へ転入予定を含む)の児童、又は市外在住で市内の小学校又は義務教育学校に通う児童
- ②小学校又は義務教育学校1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までの児童

## (3) 育成支援内容

基本的な生活習慣を身につけるとともに、遊びや体験を通じて自主性、社会性、創造性を培います。  
なお、学校や塾とは異なり、学習指導等は行っていません。予めご承知おきください。

## (4) おやつについて

児童クラブでは、児童の体調維持のため、おやつの提供を行っています。

なお、食物アレルギーのある児童については、児童の安全確保のため、原則として、おやつの持参をお願いいたします。

※児童クラブでは内服薬やアドレナリン自己注射薬(エピペン<sup>®</sup>)、その他薬品の保管は行いません。食物アレルギー等により必要な場合は、必ず児童に持たせるとともに、所持している場所を児童クラブ職員に伝えてください。

※食物アレルギー以外にも医師からの指示等により児童クラブが提供するおやつを食べることができない場合は、児童クラブに相談してください。

## (5) 開設時間

### ①基本開設時間

- ・月曜日から金曜日まで 授業終了時から午後6時まで
- ・土曜日及び学校休業日 午前8時から午後6時まで

### ②延長開設時間

- ・開設日 午後6時から午後7時まで

## (6) 休会日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)
- ・その他市長が定める日

## (7) 費用

利用にかかる費用は児童一人につき次のとおりです。

- ・育成料 1ヶ月 5,300円
- ・延長育成料 1回 200円
- ・おやつ代 1ヶ月 2,000円

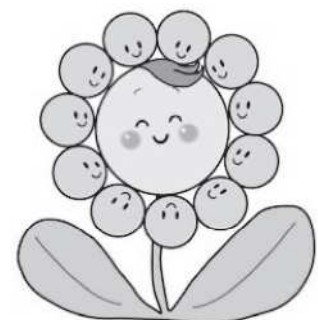
※育成料については減免制度があります(詳細は本利用案内8ページ)。

## (8) 担当課

相模原市役所 こども・若者支援課

[電話] 042-769-9227(直通)

[FAX] 042-754-5112



相模原市  
子育て応援イメージキャラクター  
『はなたん』

## 2 入会の基準と必要書類について

### (1) 入会申請できる児童クラブ

入会申請できる児童クラブは、通学する小学校又は義務教育学校の通学区域内にある児童クラブになります。なお、私立小学校に通学する場合や区域外通学を認められている場合等、特別な事情がある場合には、申請前にこども・若者支援課に相談してください。

※通学する小学校又は義務教育学校の通学区域内に児童クラブがない場合は、指定の児童クラブまで移送を行います(詳細は本利用案内9ページ)。

### (2) 児童クラブの入会要件

次の①～④の全てを満たす必要があります。

- ①市内在住(市内へ転入予定を含む)の児童、又は市外在住で市内の小学校又は義務教育学校に通う児童
- ②小学校又は義務教育学校1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までの児童
- ③申請日時点で児童クラブ育成料及び延長育成料に滞納がないこと
- ④保護者が以下の理由により、昼間家庭にいない、または、昼間家庭での児童の養育を行うことができないと認められること
  - ア 就労しているため
  - イ 出産前後であるため
  - ウ 疾病・負傷・障害のため
  - エ 親族の介護のため
  - オ 就業を目的として学校又は職業訓練校等に就学しているため
  - カ 障害児者の通学等の付き添いをしているため
  - キ 求職活動をしているため
  - ク その他上記に類する理由のため

※ア・エ・オ・カについては、日曜日を除く週2日未満(又は月7日以下)の場合は申請できません。

※キについては、ひとり親家庭の場合を除き、1次受付期間(令和6年11月1日～11月30日)では申請できません。

※保護者が就労、就学、又は育児休業から復職する場合の申請については、就労・就学開始日、又は育児休業から復職する日の属する月の初日からの入会を希望することができます。また、児童が1年生の場合は、保護者の就労・就学開始日、又は育児休業から復職する日が1学期中(4月から7月まで)である場合に4月1日からの入会を申請することができます。

※特定の重度の感染症にかかっている児童は児童クラブに入会できないことがあります。

### 小学校4年生以上の受け入れについて

下記の14校をモデル校として、小学校4年生の受け入れを行っています。最新の情報は市ホームページをご確認ください。

対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する4年生 光が丘小学校、もえぎ台小学校、中野小学校、津久井中央小学校、串川小学校、 根小屋小学校、桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校、藤野北小学校、藤野小学校、 藤野南小学校、青和学園、鳥屋学園 ※桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校は、6年生まで受け入れ。
受付期間 及び 審査結果	①令和6年11月1日から令和7年1月31日までに申請をされた方(郵送の場合、消印有効) ⇒一斉に審査を行い、令和7年2月中旬に通知します。 ※小学校1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までの児童 の入会決定後に審査を行います。 ②令和7年2月1日以降に申請をされた方 ⇒受付日から順に審査を行い、2週間程度で通知します。 ※表紙の<随時受付期間>と同じ取り扱いとなります。

※申請方法・書類受付時間は、1次受付期間と同様です。ただし、土曜日に開設していない場合がありますので、事前に入会希望の児童クラブに確認してください。

※私立小学校に通学する場合は、申請前にこども・若者支援課に相談してください。

### (3) 申請に必要な書類

① 児童クラブ入会申請書（※児童1人につき1枚の申請書が必要です）

② 添付書類

#### ㊦ 入会を希望する理由を証明する書類

入会を希望する理由	必要な添付書類
就労している（就労が内定している）場合	・ 就労（内定）証明書（「相模原市立児童クラブ入会申請用」を使用してください。） ※「就労（内定）証明書」に勤務先で証明を受けてください。
出産前後の場合	・ 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
疾病・負傷・障害の場合	・ 医師の診断書（病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可） ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
親族を常時介護している場合	・ 介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書（病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可） ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
就業を目的として学校、職業訓練校等に就学している場合	・ 在学証明書（在学期間等の記載があるもの）
障害児者の通学等の付き添いをしている場合	・ 学校長等の証明書
求職活動をしている場合	・ 添付書類なし

※保護者の方それぞれについて証明が必要です（単身赴任中の保護者の就労（内定）証明書は不要です）。

※添付書類がそろわない場合は、原則、審査の対象とすることができません。受付期間内に書類が間に合わない場合は、こども・若者支援課に相談してください。

※兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分で構いません。

※複数箇所ですら就労している場合は、全ての就労先の同月分の就労（内定）証明書を添付してください。

#### ① 個人情報等に関する同意書（該当者のみ）

児童が次のいずれかに該当する場合は提出が必要です。

- ・ 申請日時時点の住所地における、教育委員会から就学の指定を受けた小学校又は義務教育学校と異なる通学区域の児童クラブを希望する場合
- ・ 障害等により特別な配慮や支援が必要な場合
- ・ 食物アレルギーがある場合

※障害等により特別な配慮や支援が必要な児童については、上記「個人情報等に関する同意書」とともに、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある場合はその写しを、ない場合は医師の診断書の写し又は特別支援学級の在籍証明書を提出してください（申請時点でこれらの書類がそろわない場合は、こども・若者支援課に相談してください）。添付書類がない場合は、入会申請書の「添付書類なし」にチェックしてください。（4年生以上で障害等により特別な支援が必要な児童は上記添付資料のいずれかを必ず添付ください。）

#### ㊦ ひとり親家庭であることがわかる書類（該当者のみ）

児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当認定通知書の写し、児童扶養手当支給停止通知書の写し、親福祉医療証の写し、住民票の写し（保護者及び児童が属する世帯全員のもの）、離婚調停中であることがわかる書類、その他客観的にひとり親家庭であることがわかる書類

#### ① 児童クラブでの医療的ケア実施を希望される場合

児童クラブ入会申請の他に別途申請が必要となりますので、こども・若者支援課に相談してください。

### (4) 受付のお知らせについて（1次・2次受付期間のみ）

郵送提出された書類をこども・若者支援課で受付した場合は、「受付のお知らせ」を申請書代表保護者欄に記載のある住所へ発送します。（転居予定等で別住所への郵送を希望される方は、こども・若者支援課に相談してください。）また、書類に不備等があった場合は、「書類提出のお願い」を発送しますので、届いた際は早急に確認してください。

※提出された申請書、添付書類は、審査結果に関わらず返却いたしませんので、ご承知おきください。



### 3 入会の承認等について

#### (1) 入会審査について

申請書の記載事項、提出された就労(内定)証明書等の添付書類により、入会要件を満たしているかどうかの審査を行います。また「相模原市立児童クラブ入会審査基準点数表」に基づき、入会申請の内容(学年、保護者の就労日数・時間等)を点数化し、入会の必要性(点数)の高い児童から入会の決定をします。

※提出された申請書及び就労(内定)証明書等の添付書類の記載事項について必要に応じて保護者及び勤務先等に確認の連絡をする場合があります。また、追加で書類を提出していただく場合があります。

#### (2) 入会審査結果の通知について

①入会を承認する場合は、「児童クラブ入会承認通知書」により通知します。

※入会承認期間は原則として令和8年3月31日まで、又は希望する期間までとなります。

ただし、次の場合は入会承認期間が異なります。

入会を希望する理由	承認期間
期間の定めのある就労・就学のため	就労・就学の終了月までの期間
出産前後のため	出産予定月の前後2ヶ月を含む5ヶ月間
疾病・負傷・障害のため	市長が必要と認める期間
親族の介護のため	市長が必要と認める期間
障害児者の通学等の付き添いのため	市長が必要と認める期間
求職活動をしているため	原則として2ヶ月間

#### 入会受付について

令和7年4月から児童クラブの入会承認を受けた方は、各児童クラブで2月下旬から3月下旬に入会受付を行いますので、必ず参加してください(日程は、児童クラブ入会承認通知書に記載します)。

※年度の途中から児童クラブの入会承認を受けた方は、個別に入会受付を行います。入会日前までに必ず児童クラブで入会受付を行ってください。

※入会説明として本利用案内に沿った、児童クラブ利用方法の説明動画を市ホームページに公開しますので、入会前に必ずご視聴ください(説明動画の掲載ページやURLは、児童クラブ入会承認通知書に記載します)。

②入会を保留とする場合は、「児童クラブ入会保留通知書」により通知します。

入会承認者数が児童クラブの受入可能人数の上限に達した場合等、入会をお待ちいただくこととなりますが、入会児童の退会等により受け入れ可能となった場合は、その時点で入会の必要性(点数)が一番高い児童から随時入会承認を行います。

③入会を不承認とする場合は、「児童クラブ入会不承認通知書」により通知します。

申請日時点で児童クラブ育成料及び延長育成料に滞納がある等、入会要件(詳細は本利用案内3ページ)を満たしていない場合は、児童クラブに入会できません。

※入会審査結果の通知については、申請書代表保護者欄に記載のある住所へ発送します。(転居予定等で別住所への郵送を希望される方は、こども・若者支援課に相談してください。)

#### (3) 障害等により特別に支援が必要な児童について

障害等により特別に支援が必要な児童の入会に当たっては、「個人情報等に関する同意書」に基づき、関係機関から情報提供を受け、入会審査及び必要な職員配置を行います。このため、状況によっては入会をお待ちいただく場合があります。

## 4 申請内容の変更及び退会手続き等について

### (1) 申請内容に変更が生じる場合

申請書に記載した内容から変更が生じる場合は、次の書類を提出してください。

変更の内容	必要書類
①住所、氏名、電話番号、家庭状況等に変更が生じる場合	・児童クラブ記載事項変更届 ※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労(内定)証明書等の添付書類を提出してください。
②入会要件に変更が生じる場合	・児童クラブ記載事項変更届 ・新たな入会要件を証明する書類(詳細は本利用案内4ページ)
③保護者の就労状況に変更が生じる場合(転職や雇用条件の変更等)	・児童クラブ記載事項変更届 ・変更後の就労(内定)証明書
④退職後に求職活動を行う場合	・児童クラブ記載事項変更届 ※求職活動を行う旨を記載してください。
⑤入会希望期間を延長したい場合	・児童クラブ記載事項変更届
⑥(転居等により)児童クラブを変更したい場合	・児童クラブ記載事項変更届 ※就労(内定)証明書等の添付書類は、既にご提出いただいているものから変更がない場合、提出不要です。 ※変更先の児童クラブが受入可能人数を超えた場合、入会をお待ちいただくことがあります。

※⑤については、入会承認期間満了の2週間前まで、⑥については、変更の2週間前までに「児童クラブ記載事項変更届」を提出してください。

### (2) 入会申請を取り下げる場合

児童クラブの入会申請を取り下げる場合は、入会日前日までに「児童クラブ入会申請取下げ届」を提出してください。

### (3) 児童クラブを2週間以上欠席する場合

児童クラブを2週間以上欠席する場合は、「児童クラブ欠席届」を提出してください。

### (4) 児童クラブを退会する場合

児童クラブを退会する場合は、退会前に「児童クラブ退会届」を提出してください。

※さかのぼって退会はできませんので注意してください。

### (5) 入会承認の取り消しについて

次に該当する場合は、入会の承認を取り消す場合があります。

- ①児童クラブの入会要件を満たさなくなったとき
- ②児童クラブ育成料及び延長育成料を正当な理由なく3ヶ月以上にわたり滞納したとき
- ③入会の申請に虚偽又は不正があったとき
- ④特定の重度の感染症にかかる等、集団における指導が困難になったとき

◆「児童クラブ記載事項変更届」、「児童クラブ入会申請取下げ届」、「児童クラブ欠席届」、「児童クラブ退会届」は、最寄りの児童クラブに直接取りに来ていただくか、もしくは市ホームページからダウンロードすることができます。

## 5 児童クラブの費用について

### (1) 児童クラブの費用

#### ① 育成料

1人月額5,300円

- ・基本開設時間の利用に要する費用です。
- ・納期限は利用月の末日(末日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)です。
- ・保護者の所得に関係なく一律ですが、減免制度があります(詳細は本利用案内8ページ)。

#### ② 延長育成料

1人1回200円

- ・利用する月の前月末日までに「児童クラブ延長育成利用申請書」を提出してください。
- ・延長育成を利用する予定でなくても、お迎えが午後6時を過ぎると延長育成料が発生します。
- ・1ヶ月分まとめて利用月の翌月請求となります。納期限は利用月の翌月の末日です。
- ・延長育成料には減免制度はありません。

#### ③ おやつ代

1人月額2,000円

- ・児童クラブの指定する期日までに直接児童クラブにお支払いください。
- ・食物アレルギー等によりおやつを持参いただく場合は、お茶代として月額200円を直接児童クラブにお支払いください。
- ・月途中の入退会を除き、出席日数にかかわらず毎月のおやつ代をお支払いいただきますが、月の全日数欠席することを前月末までに欠席届により届け出た場合はおやつ代が免除となります。なお、事前の届け出がなく結果的に月の全日数欠席となった場合は免除になりません。

#### ※ 月途中の入退会について

月途中に入退会をした場合は、次のとおりの育成料・おやつ代となります。

途中入会			途中退会			同一月内入退会		
入会日	育成料	おやつ代	退会日	育成料	おやつ代	入会期間	育成料	おやつ代
1日から 10日まで	5,300円	2,000円	1日から 10日まで	1,760円	660円	1日から 10日の間	1,760円	660円
11日から 20日まで	3,530円	1,330円	11日から 20日まで	3,530円	1,330円	11日から 20日の間	3,530円	1,330円
21日から 末日まで	1,760円	660円	21日から 末日まで	5,300円	2,000円	21日以上	5,300円	2,000円

### (2) 育成料・延長育成料の納入方法

- ① 納入方法は、口座振替を原則としています。登録方法については「児童クラブ入会承認通知書」に同封される「口座振替のご案内」を確認してください。
- ② 口座振替による振替日は、育成料は利用月の末日、延長育成料は利用月の翌月の末日(末日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)です。
- ③ 前年度以前より、入会申請書に記載された代表保護者(納付義務者)に振替する口座の登録がある場合は引き続き同じ口座から振替をします。なお、振替する口座を変更する場合や、※代表保護者(納付義務者)が上記の口座登録されている方と異なる場合については改めて振替する口座の登録をする必要があります。  
※前年度以前の代表保護者を確認されたい場合は、こども・若者支援課から送付された、直近の「児童クラブ育成料及び延長育成料口座振替開始通知書」及び「児童クラブ入会承認通知書」等の左上に記載の保護者名をご覧ください。
- ④ やむを得ず口座振替ができない場合は、育成料については納付書を郵送(4月～6月分を4月中旬、7月～翌年3月分を6月中旬に郵送予定)、延長育成料については納付書を利用月の翌月に児童クラブから渡します。納期限までに納付書裏面記載の金融機関等において納入してください。



### (3) 育成料の減免

#### ①減免の対象

次に該当する場合は、育成料の減免の対象となります（「児童クラブ育成料減免申請書」は最寄りの児童クラブに直接取りに来ていただくか、もしくは市ホームページからダウンロードできます）。

対象者	必要書類	内容
生活保護を受けている世帯	・ 児童クラブ育成料減免申請書 ・ 生活保護受給票（写し）	全額免除
市民税が非課税の世帯	・ 児童クラブ育成料減免申請書 ・ 市民税・県民税課税証明書（原本） 4～6月分の減免申請 ⇒令和6年度市民税・県民税課税証明書 7～翌年3月分の減免申請 ⇒令和7年度市民税・県民税課税証明書 ※保護者それぞれの分が必要です。	

※上記いずれの場合も、減免の適用を受けるには、申請が必要となります。

※月の全日数欠席することを事前に届け出た場合の育成料の減免制度は令和5年度をもって廃止となりました。

※上記の他にも、「原発避難者特例法第2条に定める避難住民に該当する世帯」には減免が適用される場合があります。該当する方はこども・若者支援課に相談してください。

#### 市民税・県民税課税証明書について

- ・ 毎年1月1日時点で住所がある市区町村で発行しています。
- ・ 相模原市の場合は、市民税課、緑・南市税事務所、まちづくりセンター等で取得できます。
- ・ 令和7年度の証明書は、令和7年6月から取得可能です。

#### ②申請方法

入会承認後、減免の適用を受ける月の末日まで（郵送の場合は消印有効）に必要な書類を次の申請先に提出してください。

※申請した日の属する月より前にさかのぼって減免はできませんので注意してください。

（申請先）

- ・ 直接持参する場合 児童クラブ又はこども・若者支援課に提出してください。
- ・ 郵送の場合 次の宛先へ送付してください。

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 こども・若者支援課 宛

#### ③結果の通知

- ・ 育成料を減免とする場合は、「児童クラブ育成料減免決定通知書」により通知します。
- ・ 育成料を減免としない場合は、「児童クラブ育成料減免却下通知書」により通知します。

### (4) 減免理由の消滅について

減免を受けた方が、生活保護を受給しなくなった場合、市民税が課税されるようになった場合等、減免理由がなくなった場合は「児童クラブ育成料減免理由消滅届」を提出してください。

## 6 児童クラブの利用にあたって

### (1) 児童個別票について

- ①児童を安全・安心にお預かりするため、必ず入会前に「児童個別票」を児童クラブに提出してください。「児童個別票」は「児童クラブ入会承認通知書」とあわせて送付します。  
※児童個別票には、緊急連絡先や児童クラブにお迎えに来られる方（保護者又は成人の代理人）、児童クラブ利用予定等、児童クラブを安全にご利用いただくにあたり、必要な情報を記載いただきます。  
※児童個別票にご記入いただく、成人の代理人とは、保護者に代わり児童クラブへ迎えに行くことについて承諾を得ている、成人を迎えた親族及び知人等をさしています。
- ②児童が体調不良（病気・けが等）となった場合や緊急時には、「児童個別票」に記載のある緊急連絡先に順次連絡をします。保護者又は成人の代理人の方が速やかにお迎えに来られるように、複数の連絡先の記入にご協力ください。

### (2) 児童の送迎について

- ①児童の安全を考え、原則として、保護者又は成人の代理人が送迎してください。
- ②送迎は、徒歩又は自転車をお願いします。車での送迎は、原則禁止しています。  
※自転車での2人乗りが認められるのは、16歳以上が運転し、6歳未満の幼児を乗せる場合に限られますので、ご注意ください。
- ③代理人が送迎する場合は「児童個別票」に記載のある方をお願いします。やむを得ず記載のない方が送迎する場合には、事前に保護者から児童クラブに連絡してください。
- ④必ず児童クラブ開設時間中に送迎してください。

保護者又は成人の代理人が児童の送迎をできない場合は、例外として、保護者の責任において、午後5時（冬季等は日没前に帰宅できる時間）までであれば、児童が1人で来所・帰宅することができます。  
また、未成年の兄妹のお迎えについては、小学生の兄妹は午後5時（冬季等は日没前に帰宅できる時間）まで、中学生以上の兄妹は午後6時まで可能です。（延長育成利用の時間帯は不可）  
※希望する方は事前に児童クラブへの届け出が必要です。

### (3) 児童クラブでの過ごし方・出欠席について

- ①学校休業日や小学校又は義務教育学校で給食のない日はお弁当が必要です。
- ②開設時間中の一時外出は、原則として認めていません。
- ③出席予定の日に欠席する場合は、必ずあらかじめ保護者が児童クラブに連絡してください。  
※学校を欠席・早退する場合は、必ず児童クラブにも連絡してください。  
※2週間以上欠席する場合は、「児童クラブ欠席届」の提出が必要です。
- ④次の感染症にかかった場合は児童クラブを利用できません。長期休業期間中に発症した場合は、医療機関の発行する「登校・登園許可等証明書」を児童クラブに提出してください。

#### 【対象となる疾病】

ア 百日咳    イ 麻疹    ウ 流行性耳下腺炎    エ 風疹    オ 水痘  
カ 咽頭結膜熱    キ 溶連菌感染症    ク 流行性角結膜炎    ケ 急性出血性結膜炎

- ⑤インフルエンザや新型コロナウイルス等により出席停止となった児童や学級閉鎖となったクラスの児童は、児童クラブに出席できません。

### (4) その他

- ①児童クラブ内での万一の事故に備えて、傷害保険に加入しています。児童クラブ活動中の事故や、児童クラブへの来所及び帰宅途中の事故（児童個別票記載の来所・帰宅経路から外れている場合を除く）等が対象です。
- ②湘南・藤野北小学校及び鳥屋・青和学園の児童については、放課後、小学校及び義務教育学校から指定の児童クラブ（詳細は本利用案内11ページ）まで移送を行います。  
※帰りは保護者又は成人の代理人のお迎えをお願いします。また、学校休業日は移送を行いませんので、保護者又は成人の代理人が指定の児童クラブまで送迎してください。
- ③一部の児童クラブでは、犯罪行為等の防止及び記録保持を図ることを目的に防犯カメラを設置しておりますので、ご承知おきください。

## 7 災害発生時の対応について

災害が発生、又は発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

災害の種類		地震		その他の災害 (風水害・不審者の発生等)
		市内で震度5強以上の 地震発生又は 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表された場合	左記以外 の場合	
児童のいる場所				
児童クラブ		<u>直ちに保護者又は代理人の方が児童クラブへ迎えに来てください。</u> ※児童は避難所が開設され次第、避難所へ移動します。		状況に応じて、児童1人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者又は成人の代理人にお迎えをお願いします場合があります。
学校	学校が保護者の引取りとした場合			<u>児童クラブは開設しません。</u>
	その他の場合	<u>児童クラブは開設しません。</u>		児童クラブは開設しますが、状況に応じて、児童1人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者又は成人の代理人にお迎えをお願いします場合があります。
自宅		<u>児童クラブは開設しません。</u>		<u>学校が休校の判断をした場合、児童クラブは開設しません。</u> 学校が休みのとき(土曜日・夏休み等)に状況に応じて休会とする場合、メール配信システムで連絡します。

※上記以外にも、緊急安全確保・避難指示の発令等、災害の状況に応じ休会とする場合があります。

### メール配信システムについて

児童クラブでは、不審者や風水害により、児童に危険が及ぶ恐れがあると判断し、特別な対応を行う場合には、メール配信システムにより保護者に連絡をします。

※登録方法等は入会受付時にご案内します。必ず登録をお願いします。

※メール配信システムには、年度毎に登録が必要です。

※メール配信システムに登録できない場合は、入会する児童クラブに相談してください。

※上記のほか、児童クラブから運営に関するお知らせや利用方法等のお知らせを配信することがあります。

(市ホームページでも同様のお知らせを行う場合がございますので、ご承知おきください。)

□令和7年度相模原市立児童クラブ（50音順） 最新の情報は市ホームページをご確認ください。

※民間児童クラブについては別紙「民間児童クラブ一覧」をご覧ください。

<緑 区>

令和6年9月現在

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	該 当 小 学 校	
1	相原児童クラブ	緑区相原 4-13-14	相原小学校内	042-779-0689	相原小
2	旭児童クラブ	緑区橋本 6-31-7		042-770-1431	旭小
3	内郷児童クラブ	緑区寸沢嵐 833	内郷小学校内	042-685-3051	内郷小 [6年生]
4	大沢児童クラブ	緑区大島 1581	大沢小学校内	042-762-2212	大沢小
5	大島児童クラブ	緑区大島 1121-14	大島こどもセンター内	042-762-9891	大島小
6	川尻児童クラブ	緑区久保沢 2-22-1	城山こどもセンター内	042-783-7145	川尻小、◎湘南小
7	九沢児童クラブ	緑区大島 1859-3	九沢小学校内	042-763-4448	九沢小
8	串川児童クラブ	緑区長竹 1424-1	串川小学校内	042-784-9358	串川小、◎鳥屋学園 [4年生]
9	桂北児童クラブ	緑区与瀬 877	桂北小学校内	042-684-3238	桂北小 [6年生]
10	広陵児童クラブ	緑区若葉台 4-3-1	広陵小学校内	042-782-0470	広陵小
11	作の口児童クラブ	緑区下九沢 459-1	作の口小学校内	042-763-0687	作の口小
12	当麻田児童クラブ	緑区相原 1-14-1	当麻田小学校内	042-772-9688	当麻田小
13	千木良児童クラブ	緑区千木良 1035	千木良小学校内	042-684-5225	千木良小 [6年生]
14	津久井中央児童クラブ	緑区三ヶ木 39-7	津久井中央小学校内	042-780-0032	津久井中央小、◎青和学園 [4年生]
15	中野児童クラブ	緑区中野 600	中野小学校内	042-784-6481	中野小 [4年生]
16	二本松児童クラブ	緑区二本松 2-1-1	二本松こどもセンター内	042-771-2266	二本松小
17	根小屋児童クラブ	緑区根小屋 1580	根小屋小学校内	042-784-0852	根小屋小 [4年生]
18	橋本児童クラブ	緑区橋本 1-12-26	橋本こどもセンター内	042-779-7901	橋本小
19	広田児童クラブ	緑区広田 9-5	広田小学校内	042-782-6656	広田小
20	藤野児童クラブ	緑区日連 549	藤野小学校内	042-687-3328	藤野小、◎藤野北小 [4年生]
21	藤野南児童クラブ	緑区牧野 4327	藤野南小学校内	042-689-2052	藤野南小 [4年生]
22	宮上児童クラブ	緑区東橋本 3-15-6	宮上児童館隣	042-772-5133	宮上小

<中央区>

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	該 当 小 学 校	
1	大野北児童クラブ	中央区淵野辺 2-34-2	大野北こどもセンター内	042-752-6339	大野北小
2	小山児童クラブ	中央区小山 4-3-2	小山小学校内	042-775-1705	小山小
3	上溝児童クラブ	中央区上溝 7-6-1	上溝小学校内	042-763-4029	上溝小
4	上溝南児童クラブ	中央区上溝 742-2	上溝南こどもセンター内	042-777-0930	上溝南小
5	共和児童クラブ	中央区高根 1-16-13	共和小学校内	042-756-7273	共和小
6	向陽児童クラブ	中央区向陽町 8-23	向陽こどもセンター内	042-751-9695	向陽小
7	新宿児童クラブ	中央区田名 7019	新宿小学校内	042-762-9995	新宿小
8	清新児童クラブ	中央区清新 3-16-7	清新こどもセンター内	042-752-8852	清新小
9	田名児童クラブ	中央区田名 4987-6	田名こどもセンター内	042-763-0770	田名小
10	田名北児童クラブ	中央区田名 1932-1	田名北小学校内	042-763-4924	田名北小
11	中央児童クラブ	中央区富士見 1-3-22	中央小学校内	042-756-3233	中央小
12	並木児童クラブ	中央区並木 2-16-16	並木こどもセンター内	042-756-0243	並木小
13	光が丘児童クラブ	中央区光が丘 2-19-1	光が丘小学校内	042-752-2798	光が丘小 [4年生]
14	富士見児童クラブ	中央区富士見 2-4-2	富士見こどもセンター内	042-750-7544	富士見小
15	淵野辺児童クラブ	中央区淵野辺 4-6-22	淵野辺小学校内	042-755-2156	淵野辺小
16	淵野辺東児童クラブ	中央区東淵野辺 4-26-12	嶽之内児童館隣	042-759-1150	淵野辺東小
17	星が丘児童クラブ	中央区星が丘 3-1-2	星が丘こどもセンター内	042-750-3729	星が丘小
18	弥栄児童クラブ	中央区弥栄 3-1-10	弥栄小学校内	042-757-7675	弥栄小
19	陽光台児童クラブ	中央区陽光台 2-19-21	陽光台こどもセンター内	042-751-9505	陽光台小
20	横山児童クラブ	中央区横山台 2-35-2	横山こどもセンター内	042-751-9384	横山小

<南区>

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	該 当 小 学 校	
1	麻溝児童クラブ	南区下溝 670-5	麻溝こどもセンター内	042-777-0778	麻溝小
2	新磯児童クラブ	南区新戸 2268-1	新磯こどもセンター内	046-251-4747	新磯小
3	大沼児童クラブ	南区東大沼 3-20-15	大沼こどもセンター内	042-747-0212	大沼小
4	大野児童クラブ	南区古淵 3-21-2	大野小学校内	042-746-0832	大野小
5	大野台児童クラブ	南区大野台 8-1-26	大野台こどもセンター内	042-751-9504	大野台小
6	大野台中央児童クラブ	南区大野台 2-26-8	大野台中央小学校内	042-755-9933	大野台中央小
7	鹿島台児童クラブ	南区鶴野森 3-40-1	鹿島台こどもセンター内	042-740-0369	鹿島台小
8	上鶴間児童クラブ	南区上鶴間 8-10-12	上鶴間こどもセンター内	042-740-5655	上鶴間小
9	くぬぎ台児童クラブ	南区上鶴間 5-7-1	くぬぎ台小学校内	042-749-7491	くぬぎ台小
10	相模台児童クラブ	南区桜台 17-1	相模台こどもセンター内	042-765-5758	相模台小
11	桜台児童クラブ	南区相模台 7-7-1	桜台小学校内	042-747-6141	桜台小
12	相武台児童クラブ	南区相武台団地 2-5-1	相武台小学校内	046-254-2781	相武台小
13	鶴園中和田児童クラブ	南区上鶴間本町 7-8-2	鶴園中和田こどもセンター内	042-748-4748	鶴園小
14	鶴の台児童クラブ	南区旭町 14-21	大野南こどもセンター内	042-740-0288	鶴の台小
15	鶴の台児童クラブ(分室)	南区旭町 24-5	鶴の台小学校内	042-745-3788	鶴の台小
16	東林児童クラブ	南区相南 2-3-1	東林小学校内	042-748-7196	東林小
17	双葉児童クラブ	南区双葉 1-2-15	双葉小学校内	042-746-8864	双葉小
18	緑台児童クラブ	南区新磯野 3-10-23	緑台小学校内	046-255-8584	緑台小
19	南大野児童クラブ	南区上鶴間 1-5-1	南大野小学校内	042-746-0378	南大野小
20	もえぎ台児童クラブ	南区新磯野 4-1-2	相武台こどもセンター内	046-255-5200	もえぎ台小 [4年生]
21	谷口児童クラブ	南区上鶴間本町 5-13-1	谷口小学校内	042-747-3606	谷口小
22	谷口台児童クラブ	南区文京 2-12-1	谷口台小学校内	042-742-2413	谷口台小
23	夢の丘児童クラブ	南区当麻 490-2	夢の丘小学校内	042-777-5880	夢の丘小
24	若草児童クラブ	南区新磯野 2329	若草小学校内	042-743-5123	若草小
25	若松児童クラブ	南区若松 2-24-28	若松小学校隣	042-744-5363	若松小

◎は放課後、各小学校及び義務教育学校から入会児童クラブへ移送を行っています。  
 [4年生]は4年生受入モデルを実施しています。  
 [6年生]は6年生受入モデルを実施しています。  
 入会申請状況や施設の改修等により、上記以外の場所で児童をお預かりする場合があります。  
 青葉小学校の閉校に伴い青葉児童クラブは令和6年度末で閉所。